

○建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定について

昭和56年11月17日

告示第156号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による区域を次のように指定し、法第22条第1項の規定による区域を指定した昭和46年姫路市告示第24号及び昭和53年姫路市告示第70号は廃止する。

記

姫路市の行政区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づく都市計画区域で、同法第8条に基づく用途地域の決定のある区域（防火地域及び準防火地域を除く。）